

- 経済産業省では、日本映画制作適正化機構の立上げ、検討会の開催、ガイドライン作成・フォローアップの支援をしているほか、海外展開を念頭に置いたプロダクション支援事業における加点を実施。

映適機構・関係団体との映画制作現場の適正化に向けた検討会の開催に関する支援

- 令和元年度に実施した経済産業省の調査を契機に議論開始。約 4 年間かけて、令和 5 年 3 月に映適取引ガイドラインを策定、令和 5 年 4 月から運用開始し、現状、フォローアップを実施。経済産業省はいずれも支援。

【映適ガイドライン内容抜粋】

- ・ 作業・撮影時間は 1 日あたり 13 時間以内とする。作業・撮影時間が 13 時間を超える場合は 10 時間以上のインターバルを設ける。
- ・ 週に少なくとも 1 日は撮休日を確保。加えて 2 週間に 1 日の完全休養日を確保。



- 令和 6 年度においても、映適取引ガイドラインの検証・検討を実施するために、映適機構及び関係団体の有識者で構成される「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン等に関する検証・検討会議」を開催し、フォローアップや見直しに向けた議論のサポートを実施。

【令和 6 年度 開催実績】

第 1 回：2024 年 7 月 12 日	取引適正化に向けた自主行動計画の確認及び調査内容の検討
第 2 回：2024 年 10 月 22 日	各種調査結果の報告・議論
第 3 回：2025 年 1 月 14 日	作品認定制度実施状況の報告、運用マニュアル内容の議論
第 4 回：2025 年 3 月 18 日	検討会報告書及び運用マニュアルの報告・議論

JLOX + 国内映像制作支援事業（プロダクション・ポストプロダクション支援）における加点

- 事業者がグローバル市場に展開できる高品質な映像作品を制作する際に要する費用（※）を補助。

※インディマシーコーディネーター、ベビーシッター等の費用も制作費用として補助。

- 令和 4 年度補正予算事業から、映適取引ガイドライン遵守をはじめ、制作現場の環境改善に取り組む案件については、採否の審査において加点を実施。

【令和 5 年度補正実績】採択件数 9 件（うち加点された件数 9 件 ※実写映画作品 5 件）